

受 令和 6 年 2 月 21 日
付 午前・午後 1 時 00 分

一般質問（代表・個人）通告書

2024（R6）年 2 月 21 日

尾張旭市議会議長 殿

日本共産党尾張旭市議団

氏 名 川村 つよし

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 6 件

2、質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	都市計画税の減税について
要 旨	<p>(1) 都市計画税の今後の在り方について</p> <p>目的税という性格上、使い道である、新たな都市計画事業や土地区画整理事業が減少すると、使い切れなくなり、当市の基盤整備の進捗を思うと、いずれ税率を引き下げるといふことも視野に入るのでしょうか？</p> <p>あるいは、本末転倒だと思いますが、都市計画税の税率を維持しようとするなら、不要不急の事業でも、対象となる新たな都市計画事業や土地区画整理事業を行い続けられれば良い、ということでしょうか？</p> <p>(2) 都市計画事業実施による附帯事業の増加について</p> <p>都市計画事業や土地区画整理事業を行うと、それにもなつて、都市計画税の対象とならない整備事業も発生すると思ひますが、それらを実施するために、さらに財源を投入することになると考えますが、これでは他の社会保障施策の財源を間接的に侵すことになるのではないかと。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

